

1 概 要

(1) 選挙の期日

平成7年の統一地方選挙において執行予定であった兵庫県議会議員選挙は、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙とともに、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被害により、県選挙管理委員会として上記選挙の選挙期日の延期を当時の自治大臣あて要望した結果、選挙期日が平成7年6月11日に延期され、あわせて議員が不在になることのないよう在職議員の任期延長がなされた。

このような臨時の特例措置が講じられることにより平成11年の統一地方選挙に際しては、統一から除外されることが想定されたため、選挙期日の延期要望に際し、あわせて、平成11年以降の統一地方選挙への復帰について当時の自治大臣あて要望を行った結果、平成10年5月22日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」では、大震災で離脱した上記選挙も当該選挙管理委員会の決定により、再び統一地方選挙として実施できることとなり、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、上記選挙を統一地方選挙として実施することを決定した。

平成15年、平成19年及び平成23年執行の上記選挙についても、平成11年同様の法的措置により、統一地方選挙にて執行されたところであるが、今回についても同様に、統一地方選挙において執行することができるよう総務大臣あて要望を行った結果、平成26年11月27日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、上記選挙を統一地方選挙にて執行する旨を平成26年11月28日に告示した。

(県議会議員選挙)

告示日 平成27年4月3日

投票日 平成27年4月12日

なお、今回の選挙は、平成26年3月25日に改正された「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により、選挙区数40、定数87名で執行された。選挙区等の変更点は以下のとおり。

- ア 「佐用郡選挙区」(定数1)及び「赤穂市及び赤穂郡選挙区」(定数1)を合区し、「赤穂市、赤穂郡及び佐用郡選挙区」(定数1)とした。(1減)
- イ 「高砂市選挙区」(定数2)の定数を1名とする。(1減)

これまでの県議会議員一般選挙の日程（平成 7. 6. 11 執行分を除き統一地方選挙として執行）

区分	告示日	選挙の期日	定数	選挙区	特 例 法
1	昭 22. 4. 10	昭 22. 4. 30	7 2	4 0	昭 22. 3. 15 法律第 15 号、内務省告示第 68 号
2	昭 26. 4. 3	昭 26. 4. 30	7 8	4 3	昭 26. 2. 1 法律第 2 号
3	昭 30. 4. 3	昭 30. 4. 23	7 8	4 8	昭 30. 1. 24 法律第 2 号、30. 3. 16 政令第 31 号
4	昭 34. 4. 8	昭 34. 4. 23	8 3	4 5	昭 33. 12. 27 法律第 188 号、34. 1. 31 政令第 11 号
5	昭 38. 4. 2	昭 38. 4. 17	8 7	4 5	昭 37. 12. 26 法律第 163 号、政令第 458 号
6	昭 42. 3. 31	昭 42. 4. 15	9 0	4 5	昭 41. 12. 26 法律第 146 号、政令第 391 号
7	昭 46. 3. 30	昭 46. 4. 11	9 0	4 5	昭 45. 12. 24 法律第 128 号、政令第 341 号
8	昭 50. 4. 1	昭 50. 4. 13	9 0	4 6	昭 49. 12. 27 法律第 111 号、政令第 395 号
9	昭 54. 3. 27	昭 54. 4. 8	9 1	4 6	昭 53. 11. 10 法律第 100 号、政令第 365 号
1 0	昭 58. 3. 29	昭 58. 4. 10	9 1	4 6	昭 57. 12. 28 法律第 94 号、58. 1. 6 政令第 1 号
1 1	昭 62. 4. 2	昭 62. 4. 12	9 1	4 6	昭 61. 12. 9 法律第 99 号、政令第 368 号
1 2	平 3. 3. 29	平 3. 4. 7	9 4	4 6	平 2. 11. 15 法律第 76 号、政令第 329 号
1 3	平 7. 6. 2	平 7. 6. 11	9 2	4 6	平 7. 3. 13 法律第 25 号、政令第 54 号
1 4	平 11. 4. 2	平 11. 4. 11	9 2	4 6	平 10. 5. 22 法律第 67 号、政令第 301 号
1 5	平 15. 4. 4	平 15. 4. 13	9 3	4 6	平 14. 12. 13 法律第 150 号、政令第 373 号
1 6	平 19. 3. 30	平 19. 4. 8	9 2	4 4	平 18. 12. 8 法律第 107 号、政令第 374 号
1 7	平 23. 4. 1	平 23. 4. 10	8 9	4 1	平 22. 12. 8 法律第 68 号、政令第 238 号
1 8	平 27. 4. 3	平 27. 4. 12	8 7	4 0	平 26. 11. 28 法律第 125 号、政令第 377 号

(2) 統一選挙特例法等

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 125 号)

(選挙期日)

- 第 1 条 平成 27 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和 25 年法律第百号）第 34 条の 2 第 1 項 又は第 3 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては平成 27 年 4 月 12 日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月 26 日とする。
- 2 平成 27 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第 33 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）の選挙管理委員会にあっては同年 1 月 11 日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月 25 日までに、その旨を告示しなければならない。
- 3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第 1 項の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成 27 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前 5 日までに始まるときは、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ第 1 項に規定する期日とする。
- 4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第 117 条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成 27 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前 10 日までに始まるときは、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定にかかわらず、それぞれ第 1 項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第2条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項又は第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 平成27年3月26日
- 二 指定都市の長選挙 平成27年3月29日
- 三 都道府県等の議会の議員選挙 平成27年4月3日
- 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成27年4月19日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成27年4月21日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第3条 公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成27年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第4条 第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

2 第1条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。

3 前2項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(重複立候補の禁止)

第5条 第1条の規定により平成27年4月12日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月26日に行われる選挙又は公職選挙法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることできない者は、公職選挙法第68条第1項第2号(同法第46条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第68条第3項第2号、第86条第9項第3号、第86条の2第7項第2号(同法第86条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることできない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第6条 第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項に規定する期間及び同法第199条の5第1項から第3項までに規定する一定期間とは、同条第4項の規定にかかわらず、第1条第1項又は第2項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 平成27年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの（市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月25日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年1月25日」とあるのは、「同年1月11日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第8条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令
(平成 26 年 11 月 27 日政令第 377 号)

(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第 1 条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第 1 条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	中欄	下欄
公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 22 条第 2 項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成 26 年法律第 125 号)第 1 条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第 2 条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下この項及び次条第 1 項において「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在)により告示日の前日に
公職選挙法第 23 条第 1 項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間	告示日に
公職選挙法第 46 条の 2 第 2 項及び第 86 条の 4 第 7 項	第 33 条第 5 項(第 34 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)、第 34 条第 6 項又は第 119 条第 3 項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第 1 条第 1 項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 17 条第 1 号	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成 26 年法律第 125 号)第 1 条第 1 項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第 49 条の 2 第 1 項ただし書及び第 127 条の 3	法第 33 条第 5 項(法第 34 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)、第 34 条第 6 項又は第 119 条第 3 項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第 1 条第 1 項に規定する選挙の期日

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第2条 法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第4項第1号(同令第99条、第100条、第110条、第116条、第121条、第212条の2、第212条の4、第213条の2、第214条の2、第215条の2、第216条の3及び第217条の2並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第3条第1項において準用する場合を含む。)及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成17年政令第55号)第2条第4項(同令第14条(同令第29条において準用する場合を含む。))及び第28条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成26年法律第125号)第1条第1項に規定する選挙の期日」とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる法第1条第1項に規定する市区町村(以下この項及び第5条において「市区町村」という。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成27年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の前日61日に当たる日又は同年2月24日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成27年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の前日61日に当たる日又は同年2月24日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、法第1条第2項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年2月24日」とあるのは、「同年2月10日」と読み替えるものとする。

(同時選挙に関する規定の取扱い)

第4条 公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は、法第4条第2項の規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この条及び次条において「指定都市」という。)の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

(法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い)

第5条 指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第1条第2項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

兵選管第 1090 号
平成26年7月29日

要 望 書

総務大臣
新 藤 義 孝 様

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武 田 丈 蔵

兵庫県議会議員選挙、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙については、平成7年の阪神・淡路大震災の影響による選挙期日の延期及びこれに伴う在任議員等の任期延長により、統一地方選挙の対象外とされたことから、平成11年以降、統一地方選挙における執行を要望させていただいたところであります。

政府・国会の御尽力により、平成11年以降の過去4回の統一地方選挙における「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の制定にあたり、上記選挙を統一地方選挙において執行することができるよう法的措置が講じられたことに深く感謝を申し上げます。

つきましては、平成27年執行予定の上記選挙についても統一地方選挙において執行することができるよう、これまでと同様、法的措置を講じていただきたく特段の御高配を賜りますよう重ねて要望いたします。

(3) 候補者

今回の選挙の立候補者は、下表のとおり全選挙区を通じて129名（内女性26名）であった。

また、17選挙区の18名が無投票当選となった。

なお、立候補の受付等の選挙長事務は、各市区選挙管理委員会の格別の協力のもと、都市部選挙区は各市区で、郡部選挙区は県民局で行った。

区分	自民	公明	維新	民主	共産	諸派	無所属	計
新	(1) 7	2	(1) 9	(2) 4	(6) 13	(2) 8	(3) 9	(15) 52
現	(1) 24	(1) 10	(1) 2	(1) 6	(3) 4	2	(2) 25	(9) 73
元					(1) 1		(1) 3	(2) 4
計	(2) 31	(1) 12	(2) 11	(3) 10	(10) 18	(2) 10	(6) 37	(26) 129

※（ ）は女性候補者の数で内書きである。諸派は新社会党、神戸志民党及び無所属チーム議会改革である。

(4) 当選者

党派別の当選人、得票数及び得票率は下表のとおりである。

女性の当選者は、10名と前回より2名減少した。

区分	自民	公明	維新	民主	共産	その他の政党	諸派	無所属	計
新	5	2	7	1	(1) 2	—	1	3	(1) 21
現	(1) 21	(1) 10	(1) 2	4	(3) 3	—	1	(2) 22	(8) 63
元	—	—	—	—	—	—	—	(1) 3	(1) 3
計	(1) 26	(1) 12	(1) 9	5	(4) 5	—	2	(3) 28	(10) 87
得票数	376,558	201,120	152,348	131,730	195,402	—	81,741	299,025	1,437,924
得票率	26.19	13.99	10.59	9.16	13.59	—	5.68	20.80	100.00
前回得票率	25.43	13.20	—	19.39	9.92	3.58	1.18	27.31	100.00
前々回得票率	23.41	12.89	—	19.50	10.93	0.62	0.56	32.10	100.00

※（ ）は女性の数で内書きである。

得票率は、単位未満を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。(以下同じ)

(5) 選挙人名簿

ア 登録基準日等

今回の選挙人名簿の登録については、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」第1条の規定により、次の日程で選挙時登録等が行われた。

登録基準日 平成27年4月2日
 ただし、年齢については平成27年4月12日現在
 登録日 平成27年4月2日
 縦覧期間 平成27年4月3日

イ 選挙人名簿登録者数

平成27年4月2日現在の選挙人名簿登録者数は、県内で4,536,970人であり、前回選挙(23.3.31)の際の選挙時登録者数4,552,359人比べて、15,389人の減少となっている。

市町別男女別選挙時登録者数等

区分	市	町	県計(A)	前回(B) (23.3.31)	(A)-(B)	当日有権者数
男	2,042,168	104,624	2,146,792	2,158,677	△11,885	1,709,018
女	2,275,833	114,345	2,390,178	2,393,682	△3,504	1,911,194
計	4,318,001	218,969	4,536,970	4,552,359	△15,389	3,620,212

※「当日有権者数」には、無投票となった選挙区にかかる人数は含まない。

なお、最近の登録者数の推移は次表のとおりである。

登録時	男 (人)	女 (人)	計 (人)	参考	
				市(人)	町(人)
平成23. 3. 31 (県議選挙時)	2,158,677	2,393,682	4,552,359	4,328,477	223,882
23. 6. 2 (定 時)	2,157,849	2,392,957	4,550,806	4,327,043	223,763
23. 9. 2 (定 時)	2,158,551	2,394,782	4,553,333	4,329,771	223,562
23.12. 2 (定 時)	2,159,214	2,395,623	4,554,837	4,331,461	223,376
24. 3. 2 (定 時)	2,157,620	2,394,683	4,552,303	4,328,994	223,309
24. 6. 2 (定 時)	2,156,931	2,394,405	4,551,336	4,328,205	223,131
24. 9. 2 (定 時)	2,156,591	2,395,221	4,551,812	4,329,143	222,669
24.12. 2 (定 時)	2,156,996	2,395,641	4,552,637	4,330,292	222,345
24.12. 3 (衆院選挙時)	2,157,551	2,396,208	4,553,759	4,331,334	222,425
25. 3. 2 (定 時)	2,155,193	2,394,012	4,549,205	4,327,180	222,025
25. 6. 2 (定 時)	2,155,000	2,393,877	4,548,877	4,327,118	221,759
25. 7. 3 (参知選挙時)	2,164,515	2,403,427	4,567,942	4,345,656	222,286
25. 9. 2 (定 時)	2,154,045	2,394,114	4,548,159	4,326,927	221,232
25.12. 2 (定 時)	2,153,377	2,393,484	4,546,861	4,326,028	220,833
26. 3. 2 (定 時)	2,151,394	2,391,987	4,543,381	4,322,959	220,422
26. 6. 2 (定 時)	2,150,620	2,391,612	4,542,232	4,322,030	220,202
26. 9. 2 (定 時)	2,149,390	2,391,707	4,541,097	4,321,371	219,726
26.12. 1 (衆院選挙時)	2,150,233	2,393,136	4,543,369	4,323,845	219,524
26.12. 2 (定 時)	2,149,993	2,392,955	4,542,948	4,323,426	219,522
27. 3. 2 (定 時)	2,146,842	2,390,294	4,537,136	4,318,096	219,040

ウ 補正登録者数

今回の選挙時登録日以降、選挙期日までの間の補正登録者はなかった。
なお、最近の選挙の際の状況は次のとおりである。

日付	選挙名	市計	町計	県計
平成 23. 4. 10	県議選	4	0	4
平成 24. 12. 16	衆院選	0	0	0
平成 25. 7. 21	参院選・知事選	1	0	1
平成 26. 12. 14	衆院選	8	0	8
平成 27. 4. 12	県議選	0	0	0

(6) 投票

ア 投票の状況

今回の選挙は、県民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行を期す観点から、前回に引き続き、統一地方選挙で執行した選挙であった。

投票率は、前回の 41.43%を 0.88 ポイント下回る過去最低の 40.55%であった。

(数字は%)

回数	区分 選挙期日	市			町			県計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
(1)	昭22. 4. 30	70.50	70.10	70.30	86.60	85.70	86.10	79.50	79.20	79.40
(2)	26. 4. 30	68.92	66.71	67.78	92.68	91.78	92.21	78.71	77.33	78.00
(3)	30. 4. 23	64.42	64.68	64.56	85.88	83.98	84.88	70.73	70.49	70.61
(4)	34. 4. 23	66.75	68.22	67.51	85.84	83.84	84.78	70.83	71.66	71.26
(5)	38. 4. 17	62.42	65.87	64.18	83.65	83.67	83.66	65.50	68.66	67.12
(6)	42. 4. 15	53.00	57.26	55.80	76.70	77.28	77.01	56.33	60.31	58.38
(7)	46. 4. 11	56.27	59.32	57.83	78.39	78.87	78.65	58.85	61.78	60.36
(8)	50. 4. 13	57.19	60.34	58.81	79.32	80.19	79.78	60.47	63.44	62.00
(9)	54. 4. 8	49.38	52.08	50.77	75.05	76.75	75.95	51.31	54.01	52.70
(10)	58. 4. 10	50.36	53.60	52.04	68.44	69.95	69.23	53.30	56.32	54.87
(11)	62. 4. 12	50.48	54.35	52.49	70.45	73.02	71.80	53.44	57.18	55.39
(12)	平 3. 4. 7	46.56	50.73	48.73	63.86	66.68	65.34	48.36	52.42	50.48
(13)	7. 6. 11	41.78	45.92	43.93	55.42	58.25	56.91	42.82	46.88	44.94
(14)	11. 4. 11	45.67	48.31	47.05	59.48	62.48	61.05	46.78	49.45	48.17
(15)	15. 4. 13	42.87	45.32	44.16	49.98	52.37	51.23	43.32	45.77	44.60
(16)	19. 4. 8	44.33	45.57	44.99	58.52	60.44	59.53	45.00	46.27	45.67
(17)	23. 4. 10	40.98	41.19	41.09	50.39	51.10	50.76	41.32	41.54	41.43
(18)	27. 4. 12	40.07	40.17	40.13	50.66	51.31	51.00	40.50	40.61	40.55

イ 期日前投票・不在者投票

期日前投票者数は324,486人となり、前回選挙における期日前投票者数(301,806人)に比べ、22,680人(7.51%)増加した。

また、今回選挙における期日前投票者数及び不在者投票者数の合計は、339,543人(期日前投票324,486人、不在者投票15,057人)となり、前回選挙における期日前投票者数及び不在者投票者数321,070人(期日前投票301,806人、不在者投票19,264人)に比べ18,473人(5.75%)増加した。

なお、最近の各種選挙における期日前投票等の状況は、次表のとおりである。

選挙名		当日有権者数 A	期日前(不在者) 投票者数 B	B/A ×100	投票総数に 占める率(%)
平21. 7. 5 知事選	市	4,254,483	238,683	5.61	15.88
	町	222,985	25,818	11.58	23.51
	計	4,477,468	264,501	5.91	16.40
21. 8.30 衆院選 (小選挙区)	市	4,313,406	591,459	13.71	20.57
	町	225,254	44,221	19.63	27.08
	計	4,538,660	635,680	14.01	20.92
22. 7.11 参院選 (選挙区)	市	4,318,605	504,528	11.68	21.59
	町	224,318	38,928	17.35	28.90
	計	4,542,923	543,456	11.96	21.99
23. 4.10 県議選	市	3,980,567	298,949	7.51	18.28
	町	147,464	22,121	15.00	29.55
	計	4,128,031	321,070	7.78	18.77
24.12.16 衆院選 (小選挙区)	市	4,319,175	502,841	11.64	19.97
	町	221,834	41,059	18.51	28.81
	計	4,541,009	543,900	11.98	20.44
25. 7.21 参院選 (選挙区)	市	4,324,632	557,145	12.88	24.46
	町	221,175	44,964	20.33	34.01
	計	4,545,807	602,109	13.25	24.98
25. 7.21 知事選	市	4,280,940	555,136	12.97	24.41
	町	219,190	44,895	20.48	33.99
	計	4,500,130	600,031	13.33	24.94
26.12.14 衆院選 (小選挙区)	市	4,315,996	538,366	12.47	24.67
	町	219,149	43,834	20.00	35.33
	計	4,535,145	582,200	12.84	25.24
27. 4.12 県議選	市	3,477,594	313,605	9.02	22.47
	町	142,618	25,938	18.19	35.66
	計	3,620,212	339,543	9.38	23.13

(注) 期日前投票及び不在者投票の合計を計上。県議選は無投票となった選挙区を含めていない。

また、当日有権者数及び期日前(不在者)投票者数には、在外選挙分を含む

ウ 投票所

今回の選挙における投票所数は、17選挙区で無投票であったため、1,213カ所であった。最近における投票所数は、次表のとおりである。

選挙名	投票所数		
	市部	郡部	県計
平15. 4.13 県議選	(1,348) 1,161	(763) 223	(2,111) 1,384
15.11. 9 衆院選	1,349	763	2,112
16. 7.11 参院選	1,401	719	2,120
17. 7. 3 知事選	1,736	382	2,118
17. 9.11 衆院選	1,736	380	2,116
19. 4. 8 県議選	(1,865) 1,589	(253) 225	(2,118) 1,814
19. 7.29 参院選	1,836	253	2,089
21. 7. 5 知事選	1,821	244	2,065
21. 8.30 衆院選	1,820	244	2,064
22. 7.11 参院選	1,791	222	2,013
23. 4.10 県議選	(1,766) 1,486	(222) 110	(1,988) 1,596
24.12.16 衆院選	1,762	222	1,984
25. 7.21 参院選 知事選	1,734	213	1,947
26.12.14 衆院選	1,712	213	1,925
27. 4.12 県議選	(1,678) 1,068	(213) 145	(1,891) 1,213

※ () 内の数は、全選挙区が有投票であった場合の予定数である。

また、今回使用した投票所の施設内訳は次のとおりである。

区分	市町別	投票所数	左記の内訳										借上料を要した投票所数
			市区役所・町役場	支所・出張所	学校・幼稚園	公会堂	公民館	（学校以外のもの） 体育館	集会施設	駅構内	左記以外の 公共施設	その他	
投票所前	市	68	20	30	0	0	3	0	2	0	10	3	12
	町	15	7	5	0	0	0	0	2	0	0	1	1
	計	83	27	35	0	0	3	0	4	0	10	4	13
投票所	市	1,068	11	8	428	22	67	7	284	0	131	110	427
	町	145	2	5	18	17	31	6	39	0	23	4	73
	計	1,213	13	13	446	39	98	13	323	0	154	114	500

エ 投票用紙

開票事務の迅速化を図るため、一般投票用紙には引き続き合成紙（BPコート110）を用いた。

なお、視覚障害者が自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、従来と同様、点字投票用紙の右上に点字で「けんぎかい」と印刷した。

区分	紙質	紙色	刷色	枚数
一般投票	BPコート110	オレンジ色	黒色	4,566,000
点字投票	上質紙110kg	オレンジ色	黒色	12,500
船員不在者投票	上質紙70kg	オレンジ色	黒色	6,500

(7) 開 票

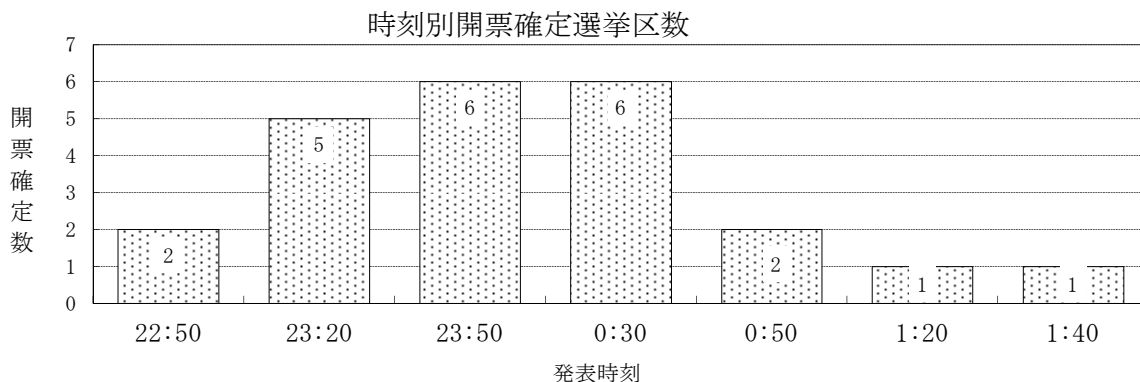
ア 開票速報

開票速報については、従来と同様、報道の一元化を図り、正確かつ迅速に情報を提供するため、各市区町選挙管理委員会の協力のもと、県に速報本部を設置し実施した。

県速報本部では、中間速報は全選挙区一覧表で、21時50分を第1報に、全選挙区確定まで30分間隔で発表した。

また、確定速報は選挙区単位で確定の都度発表し、開票確定進捗状況は次図のとおり。

なお、報道機関に対して従来どおり帳票による発表に加え、電子メールでも発表を行ったほか、一般県民向けに、ホームページで同時に情報提供を行った。



イ 無効投票

今回の選挙においては、無効投票率が2.06%と、前回県議選時を0.06ポイント下回った。過去の選挙の無効投票の状況は、次のとおりである。

選挙名	投票総数	無効投票数	無効投票率(%)	
平23. 4. 10 県議選	1, 710, 399	36, 265	2. 12	
24. 12. 16 衆院選	小選挙区	2, 660, 523	81, 301	3. 06
	比例代表	2, 660, 205	53, 698	2. 02
25. 7. 21 参院選	選挙区	2, 410, 199	112, 381	4. 66
	比例代表	2, 410, 178	73, 960	3. 07
25. 7. 21 知事選	2, 406, 077	94, 057	3. 91	
26. 12. 14 衆院選	小選挙区	2, 306, 484	93, 254	4. 04
	比例代表	2, 306, 242	51, 422	2. 23
27. 4. 12 県議選	1, 468, 137	30, 213	2. 06	

また、無効投票の内訳は、次表のとおりであり、白紙投票が最も多くなっている。

選挙名	白紙投票	雑事記載	記号符号記載	候補者でない者の氏名記載	その他	合計
平27. 4. 12 県議選	17, 025 (56. 4%)	6, 986 (23. 1%)	4, 009 (13. 3%)	1, 325 (4. 4%)	868 (2. 9%)	30, 213 (100%)
平23. 4. 10 県議選	19, 623 (54. 1%)	8, 347 (23. 0%)	5, 002 (13. 8%)	1, 935 (5. 3%)	1, 358 (3. 7%)	36, 265 (100%)

(8) 選挙公営

ア 選挙公報

選挙公報は、立候補者129名全員から掲載申請があり、無投票当選者となった18名を除く111名について発行した。

規格は、立候補者数が9人以上の姫路市、尼崎市及び西宮市で新聞紙大、他の選挙区はタブロイド版とし、2,158,950部印刷した。

印刷は4月3日～5日の3日間で行い、印刷と平行して順次市区町へ送付した。

また、新聞折込みについては11市1町で実施した。

イ ポスター掲示場

今回の選挙は、13,677箇所のポスター掲示場が設置された。法定数（13,778箇所）からは101箇所の減少となっている。前回県議選と比較すると、法定数が592箇所減少した一方、法定数からの減少承認数も137箇所減少したため、設置数は455箇所減少となった。

また、区画数については各選挙区における立候補予定者数に応じ、4区画から13区画とし、区画番号には従来どおり掲示場の右上段から右下段の順に左へ一連番号を付す方法とした。

区 分	平成27. 4. 12県議選	平成23. 4. 10県議選
最多設置選挙区《設置数》	西宮市《848》	西宮市《850》
最小設置選挙区《設置数》	相生市《152》	相生市《152》
設 置 数	13,677(4,931)	14,132(2,771)
法 定 数	13,778(5,013)	14,370(2,887)
減 少 数	101(82)	238(116)

※ () は無投票選挙区分内書き

ウ 選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成

「兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」に基づき、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成について選挙公営が行われた。

なお、当該選挙公営に関する事務についても、各市区選挙管理委員会及び県民局の協力のもと、届出書、確認申請書の受理、確認書の交付事務について、市部選挙区は各市区経由で、郡部選挙区は県民局で行うとともに、支払事務については、県選管（市町振興課）で行った。

公費負担の限度額は次のとおりである。

① 選挙運動用自動車の使用

契 約 方 式		1日単価
一般運送契約（ハイヤー方式）		64,500円
一般運送 契約以外 の契約	自動車の借入れ契約	15,300円
	燃料の供給契約	7,350円
	運転手の雇用	12,500円

② 選挙運動用ポスターの作成

公費負担限度額＝基準単価×県選管が確認した枚数

(選挙区内のポスター掲示場数の2倍を限度)

ポスター掲示場数	基準単価
500以下の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{301,875円 + 510.48円 \times n}{n}$
500超の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{557,115円 + 26.73円 \times (n - 500)}{n}$

(9) 政治活動

今回の選挙においては、告示日の8時30分から確認団体の申請を受け付け、所属候補者数が3人以上であることが確認できた後に、確認書の交付を行った。その結果、自由民主党、日本共産党、公明党、神戸志民党、維新の党、民主党、無所属チーム議会改革の順で確認団体となった。確認団体の政治活動の状況は次のとおりであった。

確認団体番号	政治団体名	届出新聞紙	届出ビラ種類	自動車表示旗交付数	ポスター証紙交付枚数	政談演説会開催回数
		届出機関誌				
1	自由民主党	自由民主 りぶる	1種類	6流	4,250枚	—
2	日本共産党	しんぶん赤旗 前衛	—	4流	1,750枚	—
3	公明党	公明新聞 公明グラフ	1種類	2流	1,100枚	5回
4	神戸志民党	— —	—	1流	—	—
5	維新の党	— —	1種類	2流	1,700枚	—
6	民主党	民主 —	2種類	2流	4,000枚	—
7	無所属チーム議会改革	— —	2種類	1流	450枚	—

(10) 取締状況

今回の選挙における警告・検挙件数は、次のとおりであった。

区分		平 27.4 統一選	平 23.4 統一選	差 引
警告	件数	96	71	25
	人数	96	71	25
検挙	件数	2	4	△2
	人数	3	33	△30

※ 検挙数は、市町分を含めた統一地方選全体の数である。

(11) 明るい選挙の推進

今回の選挙においては、明るい選挙の実現を期するとともに、1人でも多くの県民が投票参加されるよう、あらゆる機会を捉えて積極的に啓発活動を展開した。

とりわけ、①投票日の周知徹底と棄権防止、②期日前投票制度の周知徹底、③投票総参加呼びかけ運動の推進など投票所へ足を運ばせる啓発事業の展開、④都市部及び若年層に対する重点啓発に努めた。

ア 印刷物による啓発

(ア) ポスターの作成・掲示

- ・ポスター掲示場用
- ・庁舎等各種公共施設用[公共施設、事業所、大型店舗、自治会掲示板等への貼付]
- ・交通機関駅貼用
- ・交通機関車内吊用
- ・県内大学掲示用

(イ) チラシの作成・配布

- ・転入転出用ちらし

(ウ) 県・市町広報紙等による啓発記事掲載

- ・県の各種広報紙等に掲載
- ・市町の各種広報紙等に掲載

(エ) 選挙公報の余白の利用

イ 資材による啓発

(ア) ポケットティッシュペーパーの作成・配布

(イ) 立体マスクの作成・配布

(ウ) 障害者作成（油とり紙）グッズの配布

(エ) 若年層向け啓発資材（クリアファイル等）の作成・配布

ウ マス・メディア等による啓発

(ア) 新聞広告の掲載

- ・日刊紙：神戸
- ・非日刊紙：サンケイリビング、兵庫ジャーナル

(イ) テレビ・ラジオのスポット放送

- ・テレビ：サンテレビ
- ・ラジオ：ラジオ関西、KissFM

(ウ) CATV・コミュニティFMによる啓発

(エ) 有線放送等を利用した啓発[有線放送、店内放送、庁内放送等]

エ 掲示・掲揚物による啓発

(ア) 懸垂幕・横断幕の作成・掲示

(イ) のぼりの作成・掲示

(ウ) 自動車への表示

- ・ボディパネルの作成・掲示

(エ) 電光掲示板による啓発

- ・民間大型ビジョンによる啓発
- ・道路情報板・交通機関電光掲示板による啓発

(オ) 明るい選挙シンボル旗掲揚

(カ) コンビニエンスストアのレジ画面広告

オ 自動車による啓発[広報車による巡回も含む。]

カ インターネットによる啓発

- ・県・市町ホームページによる啓発
- ・モバイルひょうご

- ・ 県選管のホームページに選挙公報を掲載
- ・ 特設ホームページの開設
- ・ SNS等の活用

キ その他

- (ア) 街頭啓発の実施
- (イ) 若年層向け街頭啓発の実施
- (ウ) 大学キャンパス等での啓発の実施
- (エ) 投票総参加呼びかけ運動
- (オ) 親しまれる投票所づくり運動の推進

(12) 身体障害者に対する便宜供与

身体の不自由な方々が、候補者の政見、政党の政策等を正しく理解でき、また不自由なく投票ができるように、次の措置を講じた。

ア 点字による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（点字版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業、ウェブサイト等のアドレスを点訳）を550部購入し、配布を行った。

(ア) 対象者の把握

県民だよりひょうご及び点字ひょうごでの募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

(イ) 発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市区町選管より送付）及び関係団体に郵送するとともに、県・市福祉事務所、県民局及び各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

イ 音声による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（音声版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業、ウェブサイト等のアドレスを音声化）を717部購入し、配布を行った。

(ア) 対象者の把握

県民だよりひょうご及び点字ひょうごでの募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

(イ) 発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市区町選管より送付）及び関係団体に送付するとともに、県・市福祉事務所、県民局及び各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

ウ 投票所における便宜供与

視力障害者に対する便宜供与の一環として、財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会の作成した点字氏名掲示（候補者の氏名及び所属党派を点訳）を購入し、投票所及び期日前投票所用として、各市区町選管に配布した。

エ 高齢者・障害者にやさしい投票所づくり

従来から推進している親しまれる投票所づくりの一環として、投票所の選定にあたっては、高齢者や障害者の利便を考慮し、できるだけ1階に設置するとともに、スロープ・手すりの設置、車椅子等介添え体制の充実を図るよう努めた。

オ 投票用紙への点字による選挙種別の表示

視覚障害者が、自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、点字投票用紙にあらかじめ選挙名を点字印刷した。

(13) 声明等

ア 告示日当日の委員長談話要旨

4月12日を投票日とする兵庫県議会議員選挙が本日告示されました。

申すまでもなく、県議会議員選挙は、今後の地域のあり方を方向づける非常に重要な意義を持つ選挙であります。有権者の皆様におかれましては、良識ある判断のもとに、候補者の主義・主張や政策をよく理解して投票していただきますように、また、候補者におかれましては、法に則った選挙運動により、主義・主張や政策を正々堂々と訴えられることを望みます。

また、神戸市においては、市議会議員選挙の投票もあわせて行われますので、投票用紙を間違えないようご留意いただき、貴重な1票を無駄にすることのないよう、特にご注意ください。

なお、投票日の当日、仕事や行事などの予定がある方は、明日4月4日より4月11日まで、各市区町選挙管理委員会の設置する期日前投票所において期日前投票を行うことができますので、この制度を活用していただき、有権者の皆様がそろって貴重な1票を行使されますようお願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の告示にあたり、すべての有権者の投票総参加と明るい選挙の実現を強く願いたします。

平成27年4月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈蔵

イ 投票日当日の委員長談話要旨

今日は、兵庫県議会議員選挙の投票日です。

申すまでもなく、県議会議員選挙は県民の代表を選ぶ選挙であり、今後の県政の発展と県民生活にとって非常に重要な選挙です。

有権者の皆様におかれましては、皆様の貴重な1票1票がこれからの兵庫県を築いていくということを十分ご認識いただき、候補者の政見、政策等をよく判断して投票されますよう、お願いいたします。

なお、本日は日曜日ですので、レジャーをはじめとしていろいろご予定のある方も多いかと存じますが、一部の地域を除き、投票時間は午前7時から午後8時までとなっておりますので、お出かけの前や行楽などからのお帰りの際にぜひ投票所に寄っていただきますよう、お願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の投票日にあたり、すべての有権者の投票総参加を願いたします。

平成27年4月12日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 武田 丈蔵